

奄美大島地域森林計画変更計画書

(奄美大島森林計画区)



平成29年12月一次変更

鹿 児 島 県

奄美大島地域森林計画

計 画 期 間

自 平成 2 9 年 4 月 1 日

至 平成 3 9 年 3 月 3 1 日

平成 2 8 年 1 2 月 樹 立

平成 2 9 年 1 2 月 一 次 変 更

目 次

変更の理由	1
II 計画事項	
第6 計画量等	
4 林道の開設及び拡張に関する計画	2
第7 その他必要事項	
1 保安林その他制限林の施業方法	6

【変更の理由】

森林法第5条第1項に基づき策定した地域森林計画の一部を，同法第5条第5項に基づき次のとおり変更する。

なお，変更した地域森林計画は，平成30年4月1日にその効力を生ずるものとする。

変更の理由及び内容

- 1 林道の事業計画の変更により，拡張路線を見直した。
- 2 奄美群島国定公園の解除及び奄美群島国立公園の指定に伴い，国定公園の削除と国立公園の追加を行った。

第6 計画量等

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設等については、傾斜等自然条件、伐採や造林等の事業量を踏まえ、地域の特性に応じて、環境への負荷の低減に配慮しつつ、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次のとおり計画する。

表Ⅱ-14

単位：m

区 分	開 設	拡 張	
		改 良	舗 装
総 数	68,400	40,911	72,631
前 期	8,300	8,984	33,493

なお、具体的な計画内容については、表Ⅱ-15に示す。

表Ⅱ-15 林道の開設・拡張計画

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
					延 長	箇所数				
開設	自動車道	奄 美 市	10		27,634	—				
		旧名瀬市	根瀬部		1,200	—	99		207101	
		〃	有良		5,683	—	206		207102	
		〃	大熊		1,810	—	109		207103	
		〃	大儀野		2,900	—	83		207104	
		細計	4		11,593	—				
		旧住用村	興福地		4,860	—	633		526701	
		〃	山間支		1,827	—	65		526702	
		〃	滝行		500	—	178		526703	
		〃	赤房	指定林道	1,350	—	159		526704	
		細計	4		8,537	—				
		旧笠利町	土浜・手花部		3,714	—	177		528301	
		〃	川上・用		3,790	—	108		528302	
		細計	2		7,504	—				
		大和村	福元		500	—	321		523201	
		〃	大和浜		2,800	—	76		523202	
		小計	2		3,300	—				
		宇検村	芦検		1,597	—	307		524101	
		〃	湯湾第一支		2,526	—	243		524102	
		〃	湯湾第三支		1,906	—	129		524103	
		〃	佐念	指定林道	7,100	—	293	○	524105	
		〃	佐念支	林業専用道	1,200	—	30	○	524106	
		小計	5		14,329	—				
		瀬戸内町	篠川		1,250	—	106		525901	
		〃	油井岳		2,471	—	105		525903	
		〃	古志		3,750	—	99		525904	
		〃	第2油井岳		3,295	—	116		525906	
		〃	勝浦東		5,693	—	207		525907	
		小計	5		16,459	—				
		龍郷町	円		4,900	—	201		527501	
		小計	1		4,900	—				
		徳之島町	池間		500	—	34		530501	
		小計	1		500	—				
		伊仙町	上検福		500	—	125		532101	
小計	1		500	—						
天城町	上名道		778	—	27		531301			
小計	1		778	—						
合計	26		68,400	—						

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
					延 長	箇所数				
拡張	自動車道 (改良)	奄 美 市	12		9,901	12				
		旧名瀬市	朝 戸		300	1	169			
		〃	根 瀬 部		710	1	99			
		〃	大 名		200	1	1,195			
		〃	有 良		10	1	206	○		
		〃	安 念 勝		10	1	380			
		細 計	5		1,230	5				
		旧住用村	神 屋		30	1	516			
		〃	山 間 支		827	1	65			変更
		〃	滝 行		2,200	1	178			変更
		〃	住用中央東		1,000	1	684			追加
		〃	嘉徳青久		200	1	3			追加
		細 計	5		4,257	5				
		旧笠利町	土浜・手花部		3,714	1	177			
		〃	喜 瀬 浦		700	1	37			
		細 計	2		4,414	2				
		大和村	大和浜		500	1	76			
		小 計	1		500	1				
		宇検村	湯 湾		20	1	253			
		〃	芦 検		10	1	307			
		〃	宇検中央2号	指定林道	1,000	1	(20) 1,055			
		〃	大 都		4,430	1	310			
		〃	田 検 福 元	指定林道	6,184	1	407			
		小 計	5		11,644	5				
		瀬戸内町	篠 川		20	1	106			
		〃	阿 木 名	指定林道	420	1	312			
		〃	油 井 岳		1,103	1	105			
		〃	宇検中央1号	指定林道	1,000	1	(50) 671			
		〃	嘉徳青久	指定林道	700	16	(108) 1,091	○		変更
		〃	宇検中央2号	指定林道	7,762	1	554	○		
		〃	第2油井岳		1,529	1	116			
		〃	瀬戸内中央	指定林道	2,000	1	(398) 1,372			
		〃	勝 浦 東		500	1	207			
		〃	節 子	指定林道	500	1	533			
		〃	西阿室嘉入	指定林道	500	1	(17) 232	○		
		〃	花 富	指定林道	1,000	1	278			
		〃	古 志		1,000	1	99			
		小 計	13		18,034	28				
		龍郷町	中 勝		20	1	207			
		小 計	1		20	1				
		徳之島町	山クビリ	指定林道	500	1	1,309			
		〃	山クビリ支		300	1	(14) 56			
		〃	手 々		12	1	69	○		
		小 計	3		812	3				
		合 計	35		40,911	50				

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種 類	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考	
					延 長	箇所数					
拡張	自動車道 (舗装)	奄 美 市	8		20,152	—					
		旧名瀬市	根瀬部		1,410	—	99				
		〃	大儀野		2,900	—	83				
			細 計	2		4,310	—				
		旧住用村	赤 房	指定林道	2,809	—	159				
		〃	城		3,360	—	223	○			
		〃	丸 畑		3,840	—	218	○			
			細 計	3		10,009	—				
		旧笠利町	川上・用		3,790	—	108				
		〃	笠利中央		907	—	91				
		〃	佐 仁		1,136	—	77				
			細 計	3		5,833	—				
		大和村	福 元		11,016	—	321				
		〃	大和浜		1,250	—	76				
			小 計	2		12,266	—				
		宇検村	赤 房	指定林道	3,622	—	369				
		〃	田検福元	指定林道	6,184	—	400	○			
			小 計	2		9,806	—				
		瀬戸内町	油井岳		2,471	—	105	○			
		〃	古 志		3,750	—	99	○			
		〃	阿木名地頭		3,985	—	244				
		〃	第2油井岳		3,295	—	116	○			
		〃	勝浦東		5,693	—	207	○			
			小 計	5		19,194	—				
		龍郷町	円		4,900	—	201	○			
		〃	中 勝		2,038	—	207				
			小 計	2		6,938	—				
		喜界町	滝 川		425	—	60				
			小 計	1		425	—				
		徳之島町	花 徳		2,572	—	178				
		〃	母 間		500	—	55				
			小 計	2		3,072	—				
		天城町	上名道		778	—	27				
	小 計	1		778	—						
	合 計	23		72,631	m						

第7 その他必要な事項
1 保安林その他制限林の施業方法
表II-21

単位 面積：h a

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備 考
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法		
				方 法	限 度	
水源かん養保安林	計		9,362.25			ただし、伐採方法は各保安林台帳による。
	奄美市		3,197.49			
	名瀬市	22, 23, 48, 49, 85~98, 112, 113, 130, 131	1,516.84			
	住用村	20, 21, 26~29, 37~41, 44, 52, 53, 58	1,000.13			
	笠利町	1, 3~11, 13, 16, 22, 23, 25, 26, 32, 33, 38, 42	680.52			
	大和村	21, 29, 50~58	1,485.11			
	宇検村	30~32, 53~60, 64~67, 76, 95, 106~111	1,756.76			
	瀬戸内町	24, 26, 30, 31, 33, 48, 53, 60~62	665.34			
	龍郷町	3~9, 17~19, 34, 35, 38, 49	943.48			
	喜界町	6, 8	95.73			
	徳之島町	1, 3, 5~7, 13, 18, 22, 26~29, 34, 35, 42, 45~47, 49	845.90			
	天城町	15~17, 30	195.25			
	伊仙町	6, 9, 14	23.52			
	和泊町	3, 8	8.02			
	知名町	3	145.65			
				<p>1 主伐に係る伐採種は定めない。</p> <p>2 主伐として伐採することができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。</p> <p>※ 平成14年4月1日以降の指定分及び指定施業要件の変更分について適用（各保安林台帳による）</p> <p>4 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については、10分の3.5を適用）を超えずかつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。</p>	<p>1 伐採跡地には適地適木を旨としてスギ・ヒノキ・クスギ又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の樹種を植栽する。</p> <p>この場合、満1年以上の苗木をおおむね1ヘクタール当たり3,000本以上の割合（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については、1ヘクタール当たり樹種ごとに定める植栽本数以上の割合を適用）で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>2 植栽は伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。ただし、森林法第34条第2項の許可がなされた場合においては、当該許可がなされていた区域内において当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しないものとする。</p> <p>3 広葉樹林の伐採跡地は原則として天然更新による。</p>	

種類	森林の所在		面積	施業方法		備考	
	市町村	区域 (林班)		伐採方法			その他
				方法	限度		
土砂流出防備保安林	計		150.61	1 主伐は、択伐による。	1 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率を乗じた材積とする。 なお、択伐率は以下のとおりとする。 ※ 択伐率 ① 平成14年3月31日以前指定分 当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日の属する伐採年度から伐採しようとする伐採年度の前伐採年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては10分の3を乗じた材積とする。 ② 平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分3を超えるときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、10分の3を乗じた材積とする。	ただし、伐採方法は各保安林台帳による。	
	奄美市		25.12	2 主伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。			
	名瀬市	21, 25, 31, 55, 121	9.24				
	住用村	19, 33, 61	11.72				
	笠利町	6, 32	4.16				
	大和村	3, 5, 6, 21~23, 35	7.72				
	宇検村	14, 30, 35, 39, 76, 96, 107, 110	7.82				
	瀬戸内町	25, 26, 47, 48, 53, 59, 60, 72, 85, 102, 114, 115, 139~141, 158, 161	57.58				
	龍郷町	20, 27, 58, 64	25.92				
	喜界町	2, 3	11.50				
	徳之島町	9, 18, 23, 24, 46	7.14				
	知名町	3	7.81				
土砂崩壊防備保安林	計		65.94		土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。
	奄美市		28.88				
	名瀬市	30, 37, 38, 42, 44, 49, 53, 55, 59, 64, 102	24.24				
	住用村	33, 61	3.52				
	笠利町	13, 24, 43	1.12				
	大和村	3, 17	0.67				
	宇検村	7, 15~17, 39, 70, 96	5.17				
	瀬戸内町	20, 42, 48~50, 52, 64, 71, 72, 85, 136	12.34				
	龍郷町	30, 37, 43, 45, 51, 54, 58	6.91				
	喜界町	2, 3, 9	4.81				
	徳之島町	36	0.06				
	天城町	13, 33	0.92				
知名町	3	6.18					

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
飛砂防備保安林	計		82.08	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	奄美市		35.49				
	笠利町	11, 12, 17, 19~21, 28	35.49				
	龍郷町	65	5.84				
	徳之島町	15, 38, 51, 52	7.30				
	伊仙町	18, 19	5.88				
	和泊町	1, 2	8.07				
	与論町	3	19.50				
防風保安林	計		55.82	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	瀬戸内町	52, 140	2.75				
	龍郷町	64~66	1.98				
	喜界町	5, 6, 9, 10, 12, 13	20.28				
	天城町	13	7.72				
	伊仙町	2, 5	4.10				
	和泊町	1, 2, 7	6.27				
	知名町	7, 8, 11	12.72				
潮害防備保安林	計		132.24	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	奄美市		0.94				
	笠利町	28	0.94				
	瀬戸内町	53, 72, 73, 97, 104, 117, 135, 157, 164, 173, 181, 185	6.88				
	喜界町	1~4, 9, 12	102.06				
	徳之島町	15, 47	3.52				
	天城町	10	0.52				
	和泊町	1, 5	8.98				
	知名町	2, 4~6	7.18				
	与論町	1~3	2.16				
干害防備保安林	計		411.62	水源かん養保安林に同じ。 ただし、伐採年度ごとに皆伐による伐採を することができる1箇所当たりの面積の限度 は、5ヘクタールとする。		左に同じ。	
	奄美市		23.38				
	笠利町	4, 5	23.38				
	大和村	36	2.60				
	宇検村	12, 13, 16, 21, 36, 37	190.29				
	瀬戸内町	3, 17	16.36				
	龍郷町	19, 20, 22, 24, 25, 32, 49	168.74				
徳之島町	22	10.25					
魚つき保安林	計		14.25	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	瀬戸内町	91, 112	14.25				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
保健保安林	計		529.56	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	奄美市		22.52				
	笠利町	19, 20, 28	22.52				
	大和村	51, 52, 56	309.32				
	龍郷町	19, 20, 24, 25	68.59				
	喜界町	1, 3, 4, 12	76.23				
	伊仙町	2, 5, 6, 19	10.26				
	与論町	3	19.50				
砂防指定地	計		2,160.83	砂防法により知事の許可が必要である。			
	奄美市		1,016.48				
	名瀬市	20, 21, 24, 31~35, 37, 39, 40, 43~45, 47~52, 55, 56, 70, 73, 92~95, 99~102, 115, 116	354.98				
	住用村	4, 7, 11~14, 20, 21, 24, 32~34, 42, 44, 45, 57, 58, 60, 68, 69	560.47				
	笠利町	3, 32, 33, 38~40	101.03				
	大和村	2, 3, 17~20, 29, 35	55.74				
	宇検村	7, 12, 14~17, 23, 24, 26, 28, 29, 35, 36, 39, 41, 58, 59, 65~69, 83, 97~100	295.69				
	瀬戸内町	8, 10, 28, 29, 46~50, 52, 56, 58, 60~62, 64, 69, 70, 96, 97, 99, 101, 106, 107, 119, 120, 122, 124, 129, 149, 155, 156, 169, 184, 185	312.38				
	龍郷町	20, 22, 31, 33~37, 45, 49	137.41				
	徳之島町	8~11, 13, 14, 16, 18~22, 24~28, 51	191.34				
	天城町	3, 7, 8, 11, 15, 18, 20, 21, 27, 33, 42, 44	94.49				
	伊仙町	7, 8, 13, 16, 18	57.30				
	国立公園特別保護地区	計		3,336.49	自然公園法第21条第3項の行為は原則として禁止する。		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。
奄美市			2,090.56				
名瀬市		81	197.64				
住用村		14, 16, 18~20, 24, 25, 27, 31, 33, 37, 38, 46, 54~57, 60~64, 66	1,892.92				
大和村		10~12, 46	377.36				
宇検村		43, 44, 48	6.02				
瀬戸内町		60~62, 82~87	793.48				
徳之島町		42~44	69.07				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
国立公園第1種特別地域	計		5,397.44	1 原則として禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。	
	奄美市		1,667.53	2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う林齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 伐採率は、現在の蓄積の10%以内とする。			
	名瀬市	79,80,85,87,89,96,131	338.96				
	住用村	4,6,7,9,10,12,13,15,23,29,32,33,40~43,57,59,66~69	1,328.57				
	大和村	40,41,47~49,51,56,59	953.80				
	宇検村	42~64	1,803.46				
	瀬戸内町	27~29,61~63,66,81,86	666.00				
	龍郷町	19,20,25	37.22				
	喜界町	1,2,4,9~11	157.63				
	徳之島町	4,6,53	22.98				
	天城町	1,4~6,22	54.53				
	伊仙町	1,2,14	22.38				
	和泊町	1	10.31				
	知名町	11	0.11				
与論町	2,3	1.49					
国立公園第2種特別地域	計		21,428.13	1 標準伐期齢に見合う林齢に達した林分は主伐することができる。 (1) 主伐は択伐によるものとする。 ただし、風致の維持に支障のない限り皆伐によることができる。 (2) 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は原則として単木択伐によるものとする。 (3) 択伐率は用材木においては現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては60%以内とする。 (4) 皆伐による場合の1伐区的面積が2ha以内とする。 ただし、伐区内の樹冠の水平投影面積が10分の3以上で保存木を残す場合又は車道、歩道集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (5) 区分皆伐による場合の伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することができない。この場合においてもつとめて分散させる。		広葉樹の伐採跡地は主として天然更新によるものとする。	
	奄美市		5,889.75				
	名瀬市	1,2,4,5,13,19,47,48,80,82~84,86,88~91,93~101,103,107,109,112,113,131	2,043.85				
	住用村	2,4~17,19~24,26~28,30~36,39~45,49~53,57,58,62,65~67,69,70	3,639.80				
	笠利町	8,9,20,21,25,28,29,34,35,44,45	206.10				
	大和村	1~3,5,6,8~16,18,19,21,22,28,29,31,34~36,40~46	3,444.72				
	宇検村	23,25,30~34,36~40,65~67,72,73,106~111	1,599.61				
	瀬戸内町	5,6,8,9,14,22,23,26,30~33,35~37,39~48,50~55,59~63,66,67,69~77,79,80,83~87,90~95,97,98,100,111~113,125~128,131,133,136~138,150,151,155,157~161,164,174~178	6,060.74				
	龍郷町	1~11,14~16,19~33,62,63	2,320.29				
	徳之島町	4,6,12,13,18~24,26~29,33~37,39,42~45	1,354.46				
	天城町	2~7,16,17,28,30~33,36~38	538.00				
	伊仙町	7,8,13,14,18,19	44.59				
	知名町	3,6,7,11	175.97				
	国立公園第3種特別地域	計		533.42	一般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。		
奄美市			270.82				
名瀬市		65~69,75,76	270.82				
大和村		39	39.68				
喜界町		3,4,10,11	32.00				
徳之島町		39,40,49,50	36.80				
天城町		22,23	26.45				
伊仙町		5	2.19				
知名町		7,8	96.38				
与論町	2,3	29.10					

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法		
				方 法	限 度	
国立公園普通地域	計		499.24	風景の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。
	奄美市		150.01			
	名瀬市	75, 76	83.93			
	住用村	16, 19, 20, 31, 33, 40~45	66.08			
	瀬戸内町	35, 36, 76, 84, 85, 91, 95, 97, 151, 158, 164	86.98			
	龍郷町	1, 2, 8~11, 22	8.38			
	喜界町	1, 2, 6~9	196.07			
	伊仙町	1, 2, 5, 11, 14	57.80			
文化財保護法による史跡名勝天然記念物にかかる指定地等	計		39.07	文化財保護法第125条による。		文化財保護法第64条第1項ならびに同法第81条第1項の適用。
	奄美市		39.07			
	住用村	37	39.07			
急傾斜地崩壊危険区域	計		229.26	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により知事の許可が必要である。		
	奄美市		140.35			
	名瀬市	37~45, 48, 49, 51, 52, 55	119.42			
	住用村	7, 13, 33, 45, 49, 60	15.77			
	笠利町	24, 39	5.16			
	大和村	3, 17, 20~22, 33, 34	19.85			
	宇検村	24, 26, 27, 39, 41, 81, 83, 97, 100	15.23			
	瀬戸内町	24, 36, 37, 46~49, 58, 68, 173	42.57			
	龍郷町	36, 37, 45	2.76			
	徳之島町	2, 8, 10, 24	6.74			
天城町	13, 15	1.76				

(注) 1 面積は兼種保安林を含む面積である。
2 四捨五入の関係で計と内訳は一致しない場合がある。

- 2 その他必要な事項
特になし